

3 自治会運営、公会堂等の整備、地元要望

3-1 自治会運営交付金

(1) 概要

市では、自治会の運営や活動を支援するため、各自治会に運営交付金を交付しています。

この交付金は、地域の連絡調整や環境美化、防犯・防災活動、地域行事など、地域コミュニティの維持・活性化に役立てていただくことを目的としています。

(2) 対象者

自治会

(3) 算出基礎

4月1日現在において自治会が報告する加入世帯数を基準に算出

(4) 交付金額

4月1日現在の加入世帯数に1世帯あたり1,000円を乗じた額

(5) 手続きの流れ

① 市から申請に必要な書類が届きます。 送付日：3月30日(月)

② 自治会加入世帯数及び交付金振込口座報告書を協働まちづくり課へ提出します。 提出期限：4月20日(月)

③ 市から交付決定通知が届きます。

④ 市から自治会が指定する口座へ交付金を振り込みます。

振込日：5月29日(金)

⑤ 事業実績報告書及び精算書を協働まちづくり課へ提出します。

提出期限：翌年度4月

※ 11月末に、市から自治会長宛てに提出依頼の文書を送付します。

協働まちづくり課コミュニティ推進係

☎44-3107 ✉shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp

3-2 自治会連合会運営交付金

(1) 概要

市では、自治会連合会の運営や活動を支援するため、各自治会連合会に運営交付金を交付しています。

この交付金は、地域の連絡調整や環境美化、防犯・防災活動、地域行事など、地域コミュニティの維持・活性化に役立てていただくことを目的としています。

(2) 対象者

自治会連合会

(3) 算出基礎

4月1日現在において自治会が報告する加入世帯数を基準に算出

※ 交付金の算出基礎となる加入世帯数は、自治会長から報告された数を用います。

(4) 交付金額

4月1日現在の加入世帯数に1世帯あたり250円を乗じた額

(5) 手続きの流れ

① 市から申請に必要な書類が届きます。 **送付日：3月27日(金)**

② 交付金振込口座報告書を協働まちづくり課へ提出します。

提出期限：4月20日(月)

③ 市から交付決定通知が届きます。

④ 市から自治会連合会が指定する口座へ交付金を振り込みます。

振込日：5月29日(金)

⑤ 事業実績報告書及び精算書を協働まちづくり課へ提出します。

提出期限：翌年度4月

※ 11月末に、市から自治会連合会長宛てに提出依頼の文書を送付します。

協働まちづくり課コミュニティ推進係

☎44-3107 ✉shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp

3-3 「広報ふくろい」及び「自治会宛文書」の配付

(1) 概要

市では毎月、「広報ふくろい」や班内回覧など、自治会を通じて配付をお願いする各種文書をお届けしています。

これらの文書は、自治会長が指定された場所へお届けします。

(2) 配付依頼物

基本的に次の3種類の文書をお届けします。

- ① 広報ふくろい …全世帯への配付をお願いします
- ② 自治会長宛文書 …自治会長への依頼・案内などになります
- ③ 班内回覧 …班内回覧をお願いします

(3) お届け日

①	3月30日(月)	⑥	8月28日(金)	⑪	1月28日(木)
②	4月28日(火)	⑦	9月29日(火)	⑫	2月25日(木)
③	5月28日(木)	⑧	10月29日(木)	⑬	3月30日(火)
④	6月29日(月)	⑨	11月27日(金)		
⑤	7月30日(木)	⑩	12月25日(金)		

(4) 受け取りについて

- ① 配送業者が、お届け日の正午頃から順にお届けします。
文書量や天候などによりお届け時間が前後することがあります。
- ② 自治会長宛文書は、急を要するなどの特別な事情により、上記日程以外でも自治会長宅へ郵送することがあります。
- ③ 広報ふくろい100部が梱包用袋(縦32cm×横26cm×厚さ13cm)1袋となります。(広報ふくろいの部数により、袋数が増えます。)
- ④ お届け時は不在でも構いませんが、年度の早い段階で、配送業者に置き場所(置き方)をご指定いただくと助かります。(受け取りボックスに入れる、風雨の際に濡れないよう軒下を指定するなど)
- ⑤ 世帯配付部数及び班内回覧部数の変更は、随時、協働まちづくり課へご連絡ください。

協働まちづくり課コミュニティ推進係

☎44-3107 ✉shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp

3-4 地元要望制度

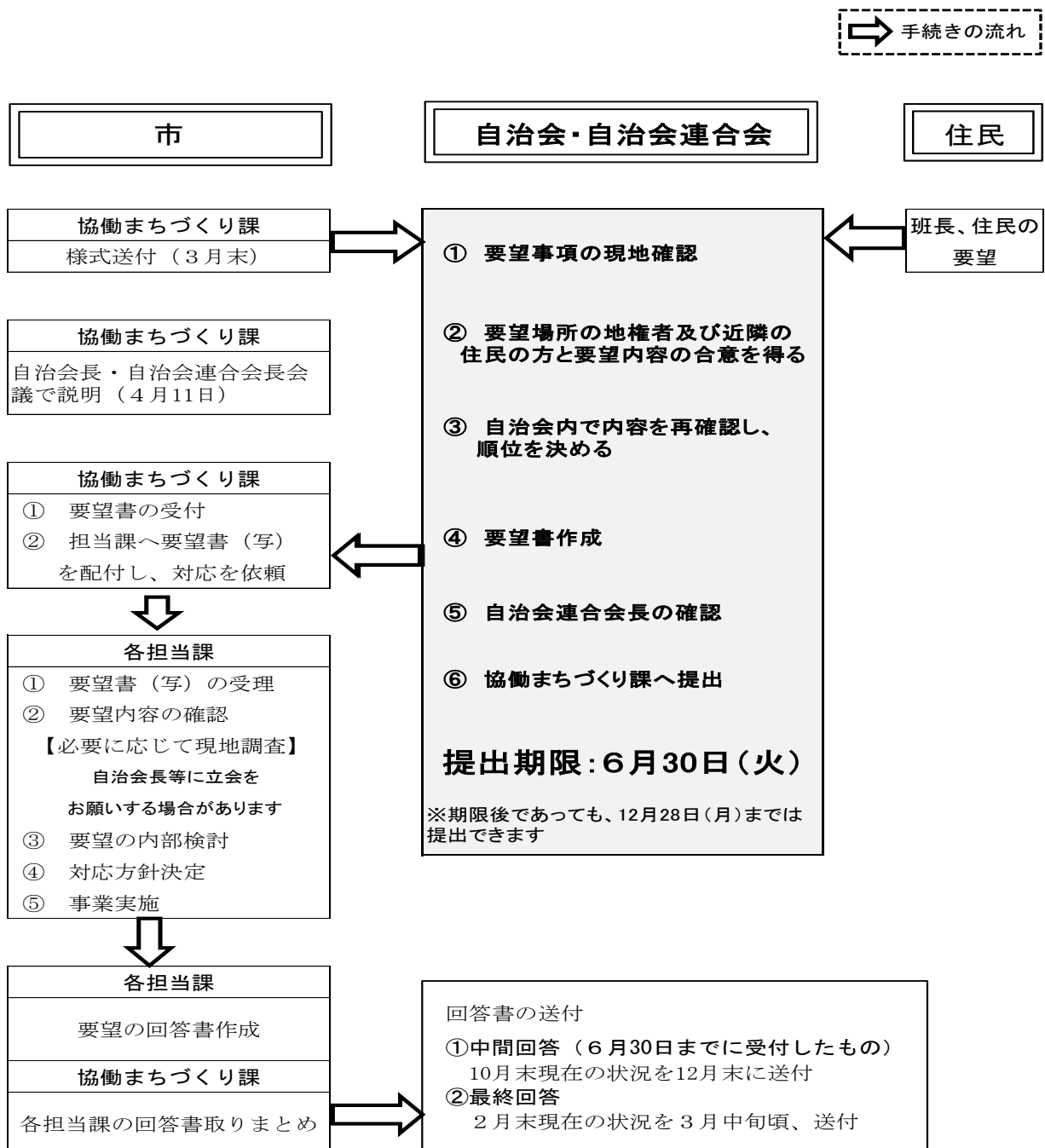
(1) 概要

地域には、日々の暮らしに関わる様々な課題があり、その中には、地域だけでは解決が難しいものもあります。

地元要望制度は、地域の要望を住民の総意として市に伝え、課題解決につなげていくための制度です。

寄せられた要望は、その必要性などを確認したうえで、予算の範囲内で対応します。

(2) 手続きの流れ



(3) 注意事項

重要

- ◆ 自治会から提出された要望は、優先順位が上位であっても、緊急性や重要性、他事業との関連性などを総合的に判断するため、対応できない場合があります。

(参考：令和7年度実績 要望総数1,518件／実施件数471件)

- ◆ **道路や河川、公園などの破損や故障は地元要望の対象外です**
道路や河川、公園などの破損や故障を発見した場合は、地元要望として提出せず、47ページの『ふくろいインフラメンテナンスセンター』へ通報してください。

① 地域で十分に協議してください

ア 令和7年度からの継続要望については、令和7年度地元要望回答書を確認し、再度、自治会内で内容を検討してください。

イ 個人的な要望の受付はできません。

ウ 特に信号機設置や速度規制、一時停止規制など、規制を伴う要望は、予定地周辺の住民の皆さんの承諾をいただく必要があります。

エ 用地の提供が必要な要望は、地権者の同意を得る必要があります。

オ 個人や法人が管理する道路や土地、建物については、市では対応できませんので、地域から直接、地権者へご相談ください。

② 要望箇所が分かる位置図などを記載または添付してください

ア 地図や現地の地番が分かる資料、現況写真を添付してください。

イ 路線名や公共施設、店舗、神社・寺院など、目印となるものを基準に場所を示してください。

ウ 「〇〇〇〇さん宅(新屋1-1-1)西側」のように、地番を記載してください。

③ 「市道〇〇号線」などの路線名を記載してください

ア 路線名は、『どまんなか袋井navi』で確認できます。

右の二次元コードを読み取ってください。

イ 県や国が管理する道路や河川などについては、市の管理外となるため、関係機関へ副申します。



協働まちづくり課コミュニティ推進係

☎44-3107 ✉shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp

3-5 公会堂・集会所の新築への補助

重要

- ◆ 現在、本補助制度の利用を予定している自治会が約20自治会あり、1年度内に補助できる自治会数には限りがあります。
公会堂・集会所の新築については、検討を開始した段階で、お早めに協働まちづくり課へご相談ください。
- ◆ 実施年度の翌年度から起算して10年間は、同一事業の補助を受けることができません。

(1) 概要

公会堂・集会所の新築（全面建替を含む）を行う自治会などに対して事業費の一部を補助する制度です。

(2) 対象者

自治会、自治会連合会

(3) 補助対象とならないもの（例）

- ① 用地費、補償費、用地造成費、解体撤去処分費、外構工事費、設計費、測量試験費
- ② 市や県など、他の補助制度による補助を受けている事業

(4) 補助の内容

① 補助率

補助対象経費の3分の1以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てます。

② 補助限度額

8,000,000円

※ 自治会加入世帯数が300世帯以上かつ330平方メートル以上ある場合は10,000,000円

(5) 手続きの流れ

① 建築前の年度（準備）

業者に設計書や図面の作成を依頼し、完成した書類を協働まちづくり課へ提出します。

② 建築年度（実施）

次のイ～クの手続きは、すべて同一年度内に完了してください。

ア 市から内示通知と申請に必要な書類が届きます。

イ 交付申請書に必要書類を添えて協働まちづくり課へ提出します。

【添付書類】事業計画書、収支予算書、詳細設計書、図面など

3 自治会運営、公会堂等の整備、地元要望

- ウ 市が申請内容を審査し、**交付決定通知**により結果を通知します。
- エ **交付決定後**、自治会などは**8者以上による入札**を行い、施工業者を決定します。
- オ 施工業者による工事を開始します。
- カ 工事完了後、関係者立会いのもと、市が完成検査を行います。
- キ 完成検査後、自治会などは施工業者へ工事代金を支払います。
- ク **完成後の写真や工事代金の領収書（写し）などを事業実績報告書**に添え、**補助金請求書**とあわせて協働まちづくり課へ提出します。
- ケ 市が報告内容を審査し、**交付確定通知**により結果を通知します。
- コ 市から自治会などが指定する口座へ補助金を振り込みます。

協働まちづくり課コミュニティ推進係

☎44-3107 ✉shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp

3-6 公会堂・集会所の増改築への補助

重要

- ◆ 本補助制度は、原則として前年度に**整備計画書**を提出した自治会または自治会連合会を対象としています。
(例：令和7年度に**整備計画書**を提出 → 令和8年度に事業実施)
- ◆ 予算措置が必要となるため、本補助制度の利用を予定している自治会などは、市が前年度の8月に実施する整備計画調査の際に、**見積書**（1者）を**整備計画書**に添えて提出してください。
- ◆ 1年度内に補助できる自治会数に限りがあります。そのため、**整備計画書**を提出いただいても、必ずしも補助を受けられるとは限りません。
- ◆ 実施年度の翌年度から起算して10年間は、同一事業の補助を受けることができません。（地震対策は除く）

(1) 概要

前年度に自治会などから提出された**整備計画書**に基づき、公会堂・集会所の**床面積を増やす増築、柱や基礎などの主要構造物の全面改修**をする自治会などに対して事業費の一部を補助する制度です。

(2) 対象者

自治会、自治会連合会

(3) 補助対象となるもの（例）

- ① 柱や梁、屋根、基礎などの主要構造物の全面改修
※ 主要構造物とは、建物を支える骨組み部分を言い、間仕切り壁や最下階の床、小梁、付け柱、局所的な小階段、屋外階段などの構造上重要ではない部分は対象外です。
- ② 汲み取り式または単独浄化槽から合併浄化槽、下水道への変更工事
- ③ 合併浄化槽から下水道への変更工事
- ④ 耐震診断後、総合評価を1.0以上とするための補強工事（TOUKAI-0にあたる改修）
※ 耐震診断に要する経費は補助対象外ですが、別途、**既存建築物耐震性向上事業費補助金**（38ページ）がありますので、あわせてご確認ください。

(4) 補助対象とならないもの（例）

- ① 内外壁や床、建具類などの補修のみの事業
※ 増築に伴う場合は補助対象となります。
- ② 市や県など、他の補助制度による補助を受けている事業

(5) 補助の内容

① 補助率

補助対象経費の3分の1以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てます。

② 補助限度額

2,500,000円

※ 補助対象経費が1,000,000円以上の事業に限ります。

(6) 手続きの流れ

次の②～⑥の手続きは、すべて同一年度内に完了してください。

① 市から内示通知と申請に必要な書類が届きます。

② 複数の業者から見積書を取り、交付申請書に必要な書類を添えて協働まちづくり課へ提出します。

【添付書類】事業計画書、収支予算書、見積比較表、見積書など

・総事業費2,000,000円以上の場合：見積書は8者以上から取得

・総事業費2,000,000円未満の場合：見積書は3者以上から取得

③ 市が申請内容を審査し、交付決定通知により結果を通知します。

④ 交付決定後、自治会などが施工業者へ依頼し、工事を行います。

⑤ 工事完了後、自治会などは施工業者へ工事代金を支払います。

⑥ 完成後の写真や工事代金の領収書（写し）などを事業実績報告書に添え、補助金請求書とあわせて協働まちづくり課へ提出します。

⑦ 市が報告内容を審査し、交付確定通知により結果を通知します。

⑧ 市から自治会などが指定する口座へ補助金を振り込みます。

協働まちづくり課コミュニティ推進係

☎44-3107 ✉shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp

3-7 公会堂・集会所の軽微な施設整備への補助

重要

- ◆ 本補助制度は、原則として前年度に**整備計画書**を提出した自治会または自治会連合会を対象としています。
(例：令和7年度に**整備計画書**を提出 ➡ 令和8年度に事業実施)
- ◆ 予算措置が必要となるため、本補助制度の利用を予定している自治会などは、市が前年度の8月に実施する整備計画調査の際に、**見積書**(1者)を**整備計画書**に添えて提出してください。
- ◆ 1年度内に補助できる自治会数に限りがあります。そのため、**整備計画書**を提出いただいても、必ずしも補助を受けられるとは限りません。
- ◆ 実施年度の翌年度から起算して10年間は、同一事業の補助を受けることができません。(地震対策は除く)

(1) 概要

前年度に自治会などから提出された**整備計画書**に基づき、公会堂・集会所に**付帯する設備を整備**する自治会などに対して事業費の一部を補助する制度です。

(2) 対象者

自治会、自治会連合会

(3) 補助対象となるもの(例)

- ① 公会堂・集会所に設置する掲示板の新規設置
- ② 公会堂・集会所への手すり・スロープの新規設置
- ③ トイレの洋式化、バリアフリー化
- ④ 飛散防止フィルムの貼り付けなど、増改築に至らない地震対策
- ⑤ 自治会のICT推進
公会堂・集会所に設置するWi-Fi、パソコン一式、大型ディスプレイ、モニター、スキャン機能付きの複合機などの新規購入
- ⑥ エアコンの新規設置

(4) 補助対象とならないもの(例)

本補助制度は、施設の機能向上を目的とした制度です。施設の現状回復を目的とする修繕や既存設備の更新などは**補助対象外**です。

- ① 家具・一般家電製品
モニターの台、テレビ、スキャン機能を備えていない複合機

- ② 施設の修繕・既存設備の更新
外壁塗装（塗り替え）、襖の張り替え、網戸の設置、公会堂内の照明のLED化、エアコンの修理や買い替え
- ③ 個人の所有物となるもの・使用が特定の人に限られる設備（備品）
スマートフォン、タブレット端末
- ④ 事業に直接関係ない費用
既存物の撤去・処分費、設置手数料、パソコンのウイルス対策ソフト保守料
- ⑤ 市や県など、他の補助制度による補助を受けている事業

(5) 補助の内容

① 補助率

補助対象経費の3分の1以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てます。

② 補助限度額

1,000,000円

※ 掲示板の新規設置、ICT推進、エアコンの新規設置に係る事業の補助限度額は、200,000円とします。

(6) 手続きの流れ

- ① 市から内示通知と申請に必要な書類が届きます。
- ② 複数の業者から見積書を取り、交付申請書に必要な書類を添えて協働まちづくり課へ提出します。
【添付書類】事業計画書、収支予算書、見積比較表、見積書など
 - ・総事業費1,000,000円以上の場合：見積書は5者以上から取得
 - ・総事業費1,000,000円未満の場合：見積書は2者以上から取得
- ③ 市が申請内容を審査し、交付決定通知により結果を通知します。
- ④ 交付決定後、自治会などが業者へ依頼し、事業を実施します。
- ⑤ 事業完了後、自治会などは業者へ代金を支払います。
- ⑥ 完了後の写真や代金の領収書(写し)などを事業実績報告書に添え、補助金請求書とあわせて協働まちづくり課へ提出します。
- ⑦ 市が報告内容を審査し、交付確定通知により結果を通知します。
- ⑧ 市から自治会などが指定する口座へ補助金を振り込みます。

協働まちづくり課コミュニティ推進係

☎44-3107 ✉shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp

3-8 既存建築物耐震性向上事業費補助金(公会堂耐震診断)

重要

- ◆ 本補助制度は、原則として前年度に**整備計画書**を提出した自治会を対象としています。
(例：令和7年度に**整備計画書**を提出 ➡ 令和8年度に事業実施)
- ◆ 予算措置が必要となるため、本補助制度の利用を予定している自治会は、市が前年度の8月に実施する整備計画調査の際に、**見積書**(1者)を**整備計画書**に添えて提出してください。
- ◆ 1年度内に補助できる自治会数に限りがあります。そのため、**整備計画書**を提出いただいても、必ずしも補助を受けられるとは限りません。

(1) 概要

市では、昭和56年5月31日以前に建てられた公会堂などの建築物について、耐震化を進めています。

地震災害に備え、公会堂などの耐震診断を実施する場合に、その費用の一部を補助します。

(2) 対象者

公会堂などの所有者

※ 法人化している自治会は、市税を滞納していないこと

(3) 対象となる建築物

昭和56年5月31日以前に建てられた公会堂など

(4) 補助の内容

① 補助金額

耐震診断に要する費用(見積額)と、基準額(延べ面積1平方メートルあたり4,580円を乗じた額)を比較し、少ない方の額を補助します。

② 補助限度額

2,000,000円

(5) 手続きの流れ

本補助制度の利用を予定している自治会は、市が前年度の8月に実施する整備計画調査の際に、**見積書**(1者)を**整備計画書**に添えて協働まちづくり課へ提出し、あわせて建築住宅課へご相談ください。

建築住宅課施設営繕係

☎44-3120 ✉kenchiku@city.fukuroi.shizuoka.jp

3-9 ゼロカーボンシティふくろい推進事業補助金(自治会用太陽光発電システム)

(1) 概要

市では、「ゼロカーボンシティ★ふくろい」の実現を目指し、公会堂への太陽光発電設備の設置など、地球温暖化対策に取り組む自治会に対し、予算の範囲内で設置費の一部を補助します。

本補助制度は、設置・購入後に申請する制度です。

★ ゼロカーボンシティとは、温室効果ガスの排出を実質ゼロとすることを目標に、再エネの導入や省エネなど環境にやさしい取り組みを進めていくまちづくりのことです。

(2) 対象者

法人化している自治会（市税を滞納していないこと）

(3) 補助対象となるもの

自治会が、公会堂などの既存のコミュニティ施設に設置する太陽光発電システムのうち、電力会社と余剰電力の買取契約を結び、発電した電力を施設で使用するもの

(4) 補助の内容

① 補助率

購入金額の2分の1以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てます。

② 補助限度額

1キロワットあたり25,000円とし、上限は100,000円です。

(5) 手続きの流れ

太陽光発電設備の設置・購入が完了した後、必要書類を添えて環境・リサイクル推進課へ提出してください。

環境・リサイクル推進課環境企画係

☎44-3135 ✉kankyoushou@city.fukuroi.shizuoka.jp

3-10 コミュニティ施設用原材料支給

重要

- ◆ 本制度は、原則として前年度に**整備計画書**を提出した自治会を対象としています。
(例：令和7年度に**整備計画書**を提出 ➡ 令和8年度に事業実施)
- ◆ 原材料の代金は、市（協働まちづくり課）が購入業者へ支払います。
- ◆ **見積書**及び**請求書**の宛名は袋井市役所協働まちづくり課としてください。

(1) 概要

前年度に自治会から提出された**整備計画書**に基づき、公会堂やコミュニティ広場を快適に利用できるよう、自治会が自ら行う整備に必要な原材料を市が支給する制度です。

原材料の組み合わせ（砕石と土砂など）は可能ですが、1自治会、年1回の申請となりますので、まとめて申請してください。

(2) 対象者

自治会

(3) 対象となる原材料（例）

- ・自治会の皆さんで、駐車場の地面をならすための**砕石**や**土**
- ・自治会の皆さんで、公会堂の外壁を塗るための**ペンキ**

(4) 支給限度額

100,000円（税込）

※ 1年度内に支給できる自治会数に限りがあるため、支給限度額である100,000円を確約するものではありません。

(5) 手続きの流れ

- ① 市から**内示通知**と**申請に必要な書類**が届きます。
- ② 購入業者から**見積書**を取り、**原材料給付申請書**に添えて協働まちづくり課へ提出します。
- ③ 市が申請内容を審査し、電話で支給の可否をお知らせします。
- ④ 支給が決定した場合は、自治会で原材料を購入し、購入業者から**請求書**を受領します。
- ⑤ 原材料を活用した整備は、自治会の皆さんで行います。
- ⑥ 作業中の様子が分かる写真を2枚撮影します。

3 自治会運営、公会堂等の整備、地元要望

- ⑦ 作業完了後、**写真**を**原材料給付報告書**に添え、購入業者から受領した**請求書**とあわせて協働まちづくり課へ提出します。

協働まちづくり課コミュニティ推進係

☎44-3107 ✉shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp